

農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要（千葉県）

1 期間 第2四半期（7月～9月）

2 検査計画概要

分類	品目数	検査頻度	総検体数	検体採取 市町村数 (予定も含む)
出荷前もしくは出荷時に検査を行う食品				
野菜類	9	原則隔週 1 回	14	9 市町
果実類	2	原則隔週 1 回	9	9 市町
きのこ・山菜類	2	週 2 回	71	13 市町
牛肉	1	原則全頭検査	—	全市町村
野生鳥獣肉	2	【シカ肉】 処理加工施設ごとに四半 期に 1 検体以上	6	4 市町
		【イノシシ肉】 県内の 5 処理加工施設で 処理される全頭を検査	約 100	4 市町
原乳	1	原則 2 ヶ月 1 回（偶数 月） 3 検体	3	7 クーラー ステーション
穀類	2	週 1 回	14	14 市町
水産物	27	週 30 検体	360	—
その他	—	—	—	—
小計	46	—	約 577 以上	全市町村
市場に流通している食品				
生鮮品または加工品	4	週 10～15 検体	157	/
小計	4		157	

種類等	品目	検査の実施				備考
		7月	8月	9月	点数	
県の主要農産物及び市町村振興品目						
野菜類等	キャベツ			1	1	
	キュウリ			1	1	
	サツマイモ	1	1		2	
	サトイモ			2	2	
	ショウガ			1	1	
	トマト	2	1		3	
	ネギ			1	1	
	ホウレンソウ			1	1	
	落花生		2		2	
果実類	クリ		2		2	
	ナシ	5	2		7	
穀類等	米	1	12		13	
	麦	1			1	
		10	20	7	37	

千葉県放射性物質モニタリング検査計画（牛肉）

平成 29 年 7 月 6 日

農林水産部 畜産課

1 目的

消費者に安全で安心な畜産物を提供するとともに、風評による消費低迷を避けることを目的に畜産物の放射性物質のモニタリング検査を行う。

2 検査の根拠

「農畜水産物等の放射性物質検査について」

(平成 28 年 3 月 25 日付け 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長)

3 モニタリング検査の考え方

生産者・食肉センターと連携して牛出荷時に牛肉の放射性物質検査を行う。

4 検査の頻度と実施期間

(1) 検査頻度：原則、全頭検査とする。

(2) 実施期間：平成 29 年 7 月 1 日～9 月 30 日

(3) 採材場所：牛をと畜する県内食肉センター

5 検査結果の公表

検査結果については、県ホームページなどで公表する。

千葉県放射性物質モニタリング検査計画（原乳）

平成 29 年 7 月 6 日
農 林 水 産 部 畜 産 課

1 目 的

消費者に安全で安心な畜産物を提供するとともに、風評による消費低迷を避けることを目的に畜産物の放射性物質のモニタリング検査を行う。

2 検査の根拠

「農畜水産物等の放射性物質検査について」
(平成 28 年 3 月 25 日付け 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長)

3 モニタリング検査の考え方

県内の 7 カ所のクーラーステーション（以下「CS」という）のうち、3 CS について 2 ヶ月に 1 回検査を行う。

なお、搬入量、搬入市町村数が多い 2 つの CS については、重点検査 CS として必ず含めるものとする。

4 検査の頻度と実施期間

- (1) 検査頻度：検査間隔は 2 ヶ月に 1 回（偶数月） 3 検体
- (2) 実施期間：平成 29 年 7 月 1 日～9 月 30 日
- (3) 採材場所：県内 CS

5 検査結果の公表

検査結果については、県ホームページで公表する。

平成29年度 主要林産物の放射性物質検査計画(第2四半期)

1. 目的

「平成29年度千葉県主要林産物の放射性物質検査計画」に基づき、主要林産物の放射性物質検査を実施する。

2. 検査対象品目、検査対象及び検体数

- (1) モニタリング検査
2品目、 24検体 (別紙、参照)
- (2) 出荷制限・自粛解除等に向けた検査
2品目、 47検体 (別紙、参照)

3. 検査結果に基づく措置

(1) モニタリング検査

市町村等は、関係団体等と連携し、検査の結果が基準値を超えた場合は当該品目の出荷が行われないよう、あらかじめ生産者及び生産者団体等に周知を図る。

検査の結果が基準値を超えた場合には、同日中に県から対象市町村に対して、出荷自粛要請を行う。

(2) 出荷制限・自粛解除等に向けた検査

検査結果に応じ、出荷制限解除申請又は出荷自粛解除申請を検討する。

4. サンプルング及び搬入スケジュール (変更の場合あり)

(1) スケジュール

検体送付日 (月・水) 休日の場合は翌日	品目及び検体数の連絡(15時まで) 市町村 (検体送付票 別紙様式) → 林業事務所・支所 → 森林課 → (※1 林野庁 →) 検査機関 検体の採取(2kg/検体※2・送付(着払い 翌日午前必着)) 林業事務所・支所 → 検査機関
発送日翌日 (火・木) ただし、検査日は翌日以降の場合がある	検査結果 検査機関 → (※1 林野庁 →) 森林課 → 林業事務所・支所 → 市町村 ↓ 衛生指導課 → 厚生労働省

※1: 林野庁委託検査機関に検査を依頼する場合、※2: たけのこ1本検査を除く

(2) サンプルング方法

「食品(農産物等)の採取・送付手順(マニュアル) Ver4」のとおり

(3) 役割分担

- ① 検査機関の確保 森林課
- ② 検体の採取地点(生産者)等の選定・採取の立会い 市町村
- ③ 検体採取、検体送付 林業事務所・支所

第2 四半期検査計画詳細

1 モニタリング検査

品目		検査市町村及び検体数
原木きのこ類	原木しいたけ (露地栽培) 計 1検体	(北部林業事務所管内) 小計1検体 その他の市町村 長柄町 1検体
	原木しいたけ (施設栽培) 計 23検体	(北部林業事務所管内) 小計11検体 出荷制限一部解除済の市町村 山武市 3検体 (一部解除後の定期的検査) その他の市町村 長柄町 1検体 解除済ロットの出荷前検査 山武市 7検体 (北部林業事務所印旛支所管内) 小計2検体 その他の市町村 柏市、印西市 各1検体 (中部林業事務所管内) 小計9検体 出荷制限一部解除済の市町村 君津市、富津市 各3検体 (一部解除後の定期的検査) その他の市町村 市原市、木更津市、袖ヶ浦市 各1検体 (南部林業事務所管内) 小計1検体 その他の市町村 鴨川市 1検体
合計		24検体

※「平成29年度千葉県主要林産物の放射性物質検査計画」策定後の進捗(見込みを含む)を加味しており、必ずしも同計画とは一致しない。

なお、同計画で検査計画数の記載がない市町村でも、新たに出荷を希望する生産者を把握した場合は、同計画に関わらず、検査を行う。

2 出荷制限・自粛解除等に向けた検査

品目		検査市町村及び検体数
原木きのこ類	原木しいたけ (露地栽培) 計 23検体	(北部林業事務所印旛支所管内) 小計20検体 千葉市3検体、四街道市17検体 (※) ※四街道市：廃業に伴う自粛解除後の再開に伴う検査 (南部林業事務所管内) 小計3検体 いすみ市3検体
	原木しいたけ (施設栽培) 計 24検体	(中部林業事務所管内) 小計24検体 君津市6検体、富津市18検体
合計		47検体

○放射性物質調査計画(水産物)

カテゴリー	水域	生息域	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
沿岸魚介類		表層				イワシ類、サバ類、アジ類	イワシ類、サバ類、アジ類	イワシ類、サバ類、アジ類						
		中層				スズキ、ブリ類、タイ類	スズキ、ブリ類、タイ類	スズキ、ブリ類、タイ類						
		底層				ヒラメ、カレイ類、メバル類、カサゴ、ホウボウ、キンメダイ	ヒラメ、カレイ類、メバル類、カサゴ、ホウボウ、キンメダイ	ヒラメ、カレイ類、メバル類、カサゴ、ホウボウ、キンメダイ						
		貝類				アサリ、ハマグリ、バカガイ、ホンビノスガイ、チョウセンハマグリ	サザエ、アサリ、ハマグリ、ホンビノスガイ、チョウセンハマグリ	アサリ、ハマグリ、バカガイ、ホンビノスガイ、チョウセンハマグリ						
		その他				—	イセエビ、スルメイカ	スルメイカ						
内水面		手賀沼				ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ、ウナギ	—	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ、ウナギ						
		印旛沼				ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ						
		与田浦				ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ						
		利根川				ギンブナ、コイ、テナガエビ、ウナギ	ギンブナ、コイ、テナガエビ、ウナギ	ギンブナ、コイ、テナガエビ、ウナギ、モクズガニ						
1週間当たりの分析検体数	各都道府県測定分				30	30	30							
	委託事業測定分				30	30	30							
1ヶ月当たりの分析検体数	各都道府県測定分				120	120	120							
	委託事業測定分				120	120	120							

千葉県における平成29年度県内処理加工施設で加工される 野生鳥獣肉の放射性物質検査計画（第2四半期）

平成29年6月29日
農地・農村振興課

1 目的

平成29年3月24日付け「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」及び平成25年3月27日付け24関生第1696号「食用に供する野生鳥獣の肉の放射性物質検査の実施について」に基づき、県内の処理加工施設で加工され販売等食用に供される野生鳥獣の肉の安全性を確認し、円滑な販売等に資するため、放射性物質の検査を実施する。

2 検査対象品目、検査対象施設、検査頻度及び検体数

(1) 検査対象品目 ⇒ イノシシ肉

① 検査対象施設：5施設

(大多喜町1施設、勝浦市1施設、鴨川市1施設、君津市2施設)

② 検査頻度及び検体数：平成25年1月17日付け千葉県産イノシシ肉の「出荷・検査方針」に基づき全頭検査を行う。

(2) 検査対象品目 ⇒ シカ肉

① 検査対象施設：6施設

(大多喜町1施設、勝浦市1施設、鴨川市1施設、君津市3施設)

② 検査頻度及び検体数：検査対象施設ごとに四半期に1検体

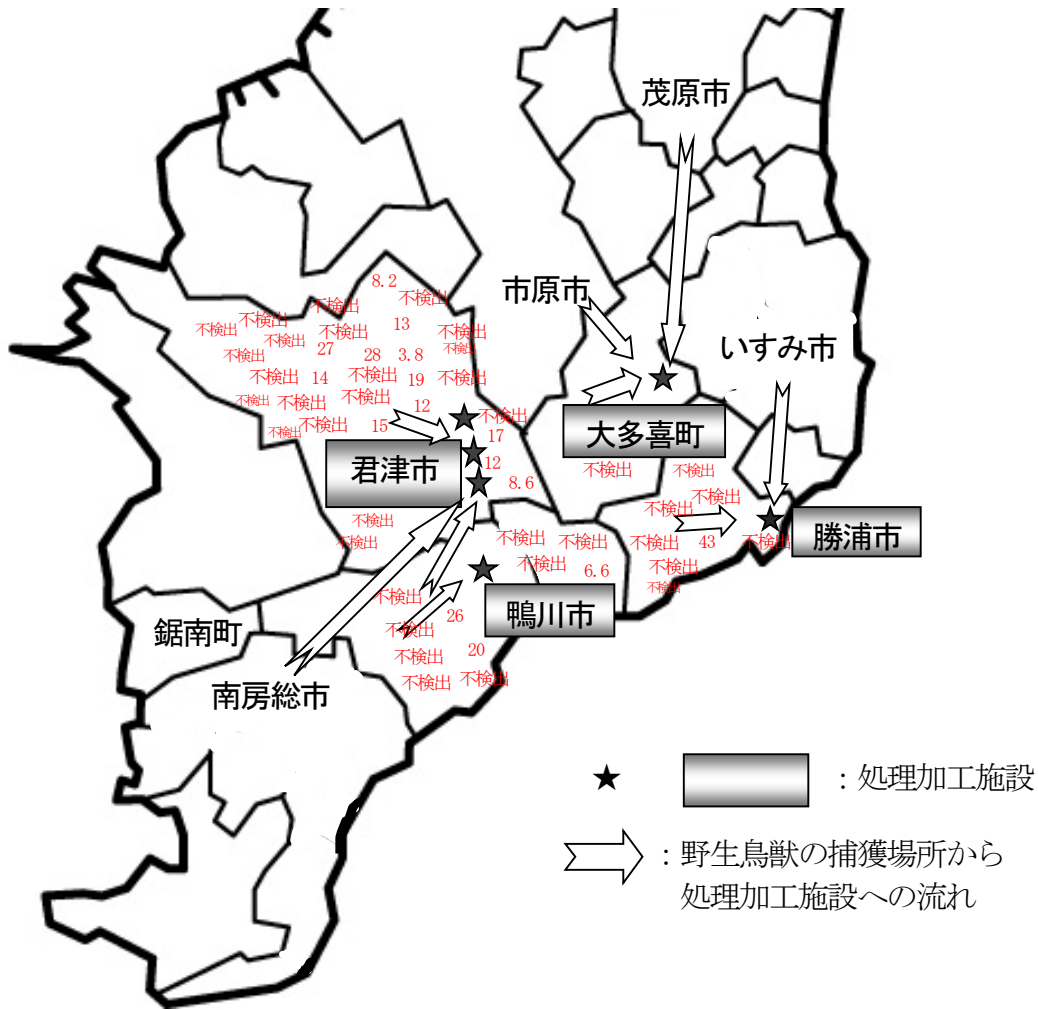
3 検査結果の公表

県ホームページで公表する。

処理加工施設ごとの検体数等（全頭検査・モニタリング検査）

施設所在地	主な捕獲地	検査対象品目：検体数	
大多喜町	大多喜町・市原市・茂原市	イノシシ肉：全頭	シカ肉：1頭
勝浦市	勝浦市・いすみ市・鋸南町	イノシシ肉：全頭	シカ肉：1頭
鴨川市	鴨川市	イノシシ肉：全頭	シカ肉：1頭
君津市	君津市、鴨川市、南房総市	イノシシ肉：全頭	シカ肉：1頭
君津市	君津市	イノシシ肉：全頭	シカ肉：1頭
君津市	君津市	イノシシ肉：－	シカ肉：1頭

処理加工施設の位置図と主な捕獲場所



【放射性セシウム検査数値（シカ肉）】

勝浦市	43 Bq/kg (H24. 6. 19)、不検出 (H24. 8. 16)、22Bq/kg (H25. 2. 19)、不検出 (H28. 3. 15) 不検出 (H28. 6. 7)、不検出 (H28. 9. 8)、不検出 (H28. 12. 1)、不検出 (H29. 3. 21) 不検出 (H29. 6. 20)
鴨川市	26 Bq/kg (H24. 8. 16)、6.6 Bq/kg (H24. 12. 18)、不検出 (H25. 6. 4)、不検出 (H25. 9. 12)、 20 Bq/kg (H25. 11. 29)、不検出 (H26. 9. 19)、不検出 (H26. 12. 10)、不検出 (H27. 6. 19) 不検出 (H27. 9. 17)、不検出 (H28. 6. 7)、不検出 (H28. 9. 8)
君津市	12 Bq/kg (H24. 9. 19)、17 Bq/kg (H24. 12. 18)、15Bq/kg (H25. 2. 19)、19Bq/kg (H25. 2. 19)、 不検出 (H25. 6. 4)、不検出 (H25. 6. 4)、不検出 (H25. 9. 12)、不検出 (H25. 9. 12)、 27 Bq/kg (H25. 11. 29)、28 Bq/kg (H25. 11. 29)、13 Bq/kg (H26. 3. 24)、不検出 (H26. 6. 24)、 14 Bq/kg (H26. 6. 24)、不検出 (H26. 9. 19)、不検出 (H26. 9. 19)、不検出 (H26. 12. 10)、 8.2 Bq/kg (H26. 12. 10)、不検出 (H27. 3. 23)、不検出 (H27. 9. 17)、不検出 (H27. 9. 17)、 12 Bq/kg (H27. 12. 9)、3.8 Bq/kg (H27. 12. 9)、不検出 (H28. 3. 15)、不検出 (H28. 6. 7) 不検出 (H28. 6. 7)、不検出 (H28. 9. 8)、8.6 (H28. 12. 1)、不検出 (H28. 12. 1) 不検出 (H29. 3. 21)、不検出 (H29. 3. 21)、不検出 (H29. 6. 20)、不検出 (H29. 6. 20)
大多喜町	不検出 (H29. 6. 20)

※ 括弧内は検査日